

水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領に基づく具体的手続

平成19年9月21日付け19動検第671号)

改正：平成25年3月28日付け24動検第1225号

「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領」（平成19年9月19日付け19消安第3823号。以下「局長要領」という。）の「第1 輸入許可事務及び検査に関する事項」に基づき動物検疫所が行う水産動物の輸入許可業務等の具体的な手続は、以下により実施するものとする。

1 輸入許可申請手続（枠線内は局長要領。以下同じ。）

1 輸入許可の申請手続

水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下「法」という。）第13条の2第2項に基づく輸入許可の申請をする者（以下「輸入者」という。）又はその代理人は、動物検疫所が別途定める期日までに、同項に規定する検査証明書を添付して、水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号。以下「規則」という。）別記様式第1号に定める輸入許可申請書に必要事項を記入の上、輸入を行う空港及び海港の動物検疫所に提出するものとする。

(1) 輸入許可申請書に記載する申請者住所氏名は、輸入者の住所及び氏名とし、申請に当たっては、輸入者の連絡先を明確にするものとする。

輸入通関手続を通関代理店等に依頼する場合は、申請書の「その他参考となるべき事項」の欄にその旨を記載する。

(2) 局長要領における「動物検疫所が別途定める期日」は、輸入しようとする水産動物が本邦に到着する日（以下「到着日」という。）の5日前までとする。

ただし、局長要領2（2）アに該当する国から輸入しようとする場合又は局長要領3（2）の場合であって管理命令に基づく管理（以下「管理飼育」という。）を行おうとする場所が「水産動物の管理施設確認要領」（平成25年3月28日付け24動検第1226号）に基づき管理施設としての確認を受けていない場合、あらかじめ管理施設としての確認を受けなければならない。

なお、管理飼育を行おうとする場所が管理施設として確認を受けている施設（以下「確認施設」という。）の場合又は現物検査の結果等により、輸入許可証の交付を受けることなく当該水産動物を放棄又は返送することを了承する場合は申請書の「その他参考となるべき事項」の欄にその旨を記載する。

(3) 輸入許可申請書の提出先は、局長要領3（1）の現物検査を受検する当該水産動物の輸入を行う空港又は海港（以下「輸入港」という。）の動物検疫所とする。なお、輸入港に動物検疫所が設置されていない場合等は、当該輸入港の最寄りの動物検疫所とする。

(4) 輸入許可申請書の提出は、輸入者による持参、郵送等により行い、提出期日を厳守することとする。

なお、検査証明書の取得が間に合わない等やむを得ない事情がある場合、輸入者は輸入許可申請書を提出した動物検疫所（以下「申請先動物検疫所」という。）に連絡の上、ファクシミリ等による提出ができるものとする。

(5) 輸入者は、輸入許可申請書に記載される事項に変更が生じた場合、速やかに、申請先動物検疫所に連絡を行うとともに、輸入許可証に記載される事項に変更があった場合には、現物検査を受けるための届出までに、当該申請書に係る所要の修正を行い再提出するものとする。

(6) 輸入者は、現物検査を受検する動物検疫所を変更する必要がある場合、直ちに申請先動物検疫所へその旨連絡することとする。

当該連絡を受けた動物検疫所は、変更後の輸入港に設置される動物検疫所に連絡し、輸入検査申請書等の関係書類を送付することとする。

(7) 輸入者は、輸入許可申請を取り下げる場合、その旨を申請先動物検疫所に書面により連絡するものとする。

(8) 輸入許可申請書の提出、その他局長要領及び本通知に規定される手続を代理人が行う場合、当該代理人は手続きに関して輸入者から委託を受けていることを書面等により動物検疫所に対して示すものとする。

なお、代理人は輸入者（当該水産動物の輸入に関し重要な判断を行うことができる者）の緊急連絡先を常時把握しておくものとする。

2 申請書類の審査

2 申請書類の審査

(1) 申請を受けた動物検疫所は、添付された検査証明書が、法第13条の2第2項に規定されているとおり、「輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果当該水産動物が輸入防疫対象疾病（以下「対象疾病」という。）にかかっているおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した」ものであり、かつ、以下の基準を満たしていることを確認するものとする。

ア 国際基準に則した検査方法又は消費・安全局長がこれと同等と認める検査方法により検査された結果に基づいて作成されたものであること。

イ 国際基準に則した様式又は消費・安全局長が適当と認める様式で作成されたものであること。

ウ 必要事項について、日本語又は英語により記載がなされているものであること。

これらの基準が確認できなかった場合は、動物検疫所は当該申請に係る輸入者又はその代理人に対し、輸入を許可できない旨連絡するものとする。

(1) 申請書類の審査は、輸入港の動物検疫所（輸入港に動物検疫所が設置されていない場合は輸入許可申請書の提出を受けた動物検疫所を含む。以下同じ。）の家畜防疫官が実施するものとする。

- (2) 家畜防疫官の行う局長要領2(1)に規定される事項の確認は、消費・安全局畜水産安全管理課(以下「畜水産安全管理課」という。)が、輸出国及び我が国との間で取決められている検査証明書様式に基づき、動物検疫所に通知した証明事項を確認することにより行うものとする。
- (3) 検査証明書様式が取り決められていない水産動物の輸入許可申請があった場合、審査を実施した動物検疫所は、企画連絡室企画調整課(以下「企画調整課」という。)を通じ、畜水産安全管理課にその対応について照会することとする。

(2)(1)に掲げる基準を満たしていることを確認した後、動物検疫所は当該申請の内容が以下の条件に該当するか否か審査を行うものとする。

ア 対象疾病の発生が確認されている国からの輸入である場合、当該国と水系でつながっている周辺国から水産動物及びその容器包装(以下「水産動物等」という。)を輸入する場合等であって、対象疾病にかかっているおそれがないと認められないとき。

イ その他法第13条の3第1項に基づく輸入の許可に当たっての命令(以下「管理命令」という。)が必要であると動物検疫所が認める場合。

- (4) 局長要領2(2)アに規定される対象疾病の発生が確認されている国等とは、輸出国及び我が国との間で検査証明書様式を取決めている国のうち、畜水産安全管理課がその発生を確認し、輸入許可のために管理飼育が必要であるものとして動物検疫所に通知している国とする。
- (5) 局長要領2(2)イに規定される場合は、必要に応じ企画調整課から通知することとする。

(3) 審査の結果、(2)のいずれかの条件に該当する場合、動物検疫所は当該申請に係る輸入者又はその代理人に対し、管理命令が発せられることとなる旨連絡するものとする。連絡を受けた輸入者が、申請に係る水産動物等について管理命令に基づく管理を行うこととした場合には、動物検疫所は、申請に係る水産動物を搬入する予定の管理施設に立入り、当該輸入者が規則第1条の6の各号に掲げる管理の方法が行えるかどうかを確認するものとする。なお当該申請以外の申請により、既に本規定に基づく確認を行っている管理施設については、確認を省略することができる。

- (6) 審査の結果、局長要領2(2)のいずれにも該当しない場合、輸入港の動物検疫所は、輸入者に対し別記様式第1-1号の書類審査済通知書により書類審査を終了した旨連絡するとともに、現物検査の実施に必要な事項等について指示を行うものとする。
- (7) 審査の結果、局長要領2(2)のいずれかに該当し、輸入者が管理飼育を行おうとする場合、当該輸入者は、管理飼育計画について書面により動物検疫所に連絡す

るものとする。

- (8) その際、審査を実施した輸入港の動物検疫所は、管理飼育しようとする場所が確認施設であり、管理飼育が適切に行われることが確認できた場合に限り、輸入者に対し別記様式第1-2号の書類審査済通知書により書類審査を終了した旨連絡し、必要な事項等について指示を行うとともに、当該確認施設を管轄する動物検疫所(以下「施設管轄動物検疫所」という。)に対し輸入許可申請書の写し及び書類審査済通知書の写しをファクシミリ等で送付する。
- (9) 輸入港の動物検疫所は、書類審査済通知書を交付した輸入許可申請について、当該水産動物等の到着日までに輸入許可証を交付するための事務手続を行うものとする。

3 現物検査

3 現物検査

- (1) 輸入者又はその代理人は、動物検疫所が実施する輸入水産動物の健康状態についての目視検査(以下「現物検査」という。)を受けるため、水産動物の到着後、別途動物検疫所が定める様式により動物検疫所に届け出るものとする。
- (2) 現物検査の結果、(3)のイの条件に適合するとは認められない場合に、申請に係る水産動物等について管理命令に基づく管理を行おうとする輸入者は、(1)の届出の際、水産動物を収容し管理する施設等の概要を示す管理命令飼育計画書(別紙1)を併せて提出するものとする。

- (1) 輸入者は、当該水産動物の本邦到着後速やかに、以下のア~カの書類を輸入港の動物検疫所に提出することにより局長要領3(1)の届出を行うこととする。

ア 到着確認書(別記様式第2号)

イ 輸入許可申請書(原本未提出の場合のみ)

ウ 輸出国政府機関が発行する検査証明書(原本未提出の場合のみ)

エ 書類審査済通知書(別記様式第1-1号又は1-2号)

オ 管理命令飼育計画書(局長通知の別紙1。管理飼育を行おうとする場合のみ。)

カ その他家畜防疫官が必要と認める書類

- (2) 代理人が届出を行う場合にあっては、当該水産動物の輸入に関し重要な判断を行うことができる輸入者と常時連絡が取れるよう連絡先を把握しておくものとする。

- (3) (1)の届出を受領した動物検疫所は、以下により現物検査を実施する。

ア 確認数

申請に係る水産動物について、生産された養殖施設及び水産動物の種類ごとに少なくとも別紙2に掲げる尾数を確認できるだけの数を梱包単位で抽出して行う。

イ 確認事項

以下の条件のすべてに適合する場合には輸入者又はその代理人に対し輸入許可証を交付する。

(ア) 別紙3に掲げる対象疾病の典型的な臨床症状が見られないこと

(イ) 著しい数の死亡（確認した水産動物の全体数に対し概ね5割を超える数の死亡）が見られないこと

(4) (3) のイの条件に適合するとは認められない場合には、提出された管理命令飼育計画書（別紙1）の内容及び輸入者からの管理方法の詳細な聞き取りにより、規則第1条の6各号に掲げる管理の方法で管理を行うことが可能と確認できた場合に限り、輸入者又はその代理人に対し必要な指示を行った上で輸入許可証及び管理命令に関する指令書（別紙4）を交付する。また、動物検疫所が必要と判断する場合、当該水産動物のうち一定数を採取し、精密検査を実施する。

(5) 2の申請書類の審査の段階で、2の(2)に掲げる条件に該当し、2の(3)に基づく管理施設の確認を行っている場合には、(3)の現物検査の手順を省略し、輸入者又はその代理人に対し輸入許可証及び管理命令に係る指令書（別紙4）を交付することができる。

(3) 書類審査の結果、局長要領2(2)に該当せず、かつ、現物検査の結果局長要領3(3)イのすべてに適合すると認めた場合、輸入港の動物検疫所は、輸入者に対し輸入許可証を交付することとする。

(4) 現物検査の結果、局長要領3(3)イの条件に適合するとは認められない場合、輸入港の動物検疫所は、輸入者に連絡をとり、管理飼育、放棄、又は返送を行うことについて確認をとるものとする。

(5) 局長要領3の(4)又は(5)により輸入許可証及び管理命令に係る指令書を交付した場合、輸入港の動物検疫所は別記様式第3号に上記(1)により提出された書類、輸入許可証及び指令書の写しを添付し、施設管轄動物検疫所にファクシミリ等により送付し、管理命令による対応を依頼する。

(6) 輸入者が管理飼育を行う場合における、局長要領3(4)の「輸入者又はその代理人に対する必要な指示」は次に掲げる事項とする。

ア 管理命令に関する指令書の「4 管理の方法」に記載される事項を遵守すること

イ 管理飼育中は、局長要領5(1)に定められる発症水温で管理すること

(7) 管理飼育の期間（以下「管理期間」という。）は、規則第1条の5に定める期間とする。

なお、現物検査の結果、水産動物の著しい死亡が認められたとして管理飼育を行う場合であって、防疫対象疾病の典型的な臨床症状が確認できない水産動物に係る管理期間は、「さけ科魚類の発眼卵」又は「さけ科魚類の稚魚」にあつては15日間、「くるまえばい属のえび類の稚えび」にあつては10日間とする。

(8) 輸入者は、現物検査の結果等により、輸入許可証の交付を受けずに当該水産動物を放棄又は返送する場合には、具体的な処置方法を書面により輸入港の動物検疫所に届け出るものとする。

当該届出を受けた動物検疫所は、輸入者又は代理人に対し防疫的に安全な方法での処置を指示することとする。

また、輸入者は、処置が完了した後、速やかに当該動物検疫所へ報告するものとする。

- (9) 局長要領3(4)の精密検査の実施に係る動物検疫所が必要と判断する場合とは、局長要領3(3)イの条件に適合するとは認められないものとして管理飼育を行う場合とする。

この場合、輸入者は輸入港の動物検疫所に局長要領別紙6により届け出るものとする。

- (10) 精密検査は動物検疫所精密検査部が実施することとし、検査のための採材及び精密検査部への材料送付は、輸入港の動物検疫所の家畜防疫官又は家畜防疫官の指示を受けた輸入者が行うものとする。なお、精密検査部へ送付する検体が生魚検体の場合は、精密検査マニュアルを参考として、輸入者に対し、採材、送付を指示することができるものとする。
- (11) 精密検査のための採材を行った又は輸入者に採材を指示した輸入港の動物検疫所は、精密検査の実施について別記様式第4号により企画調整課に連絡するとともに精密検査部に検査を依頼するものとする。
- (12) 採材及び精密検査部への検体の送付は、「水産動物の特定疾病に係る精密検査マニュアル」(以下「精密検査マニュアル」という。)を参考として行うものとし、輸入者が採材を行う場合にあっては、採材を指示した動物検疫所の家畜防疫官が採材方法、送付方法及び送付先を輸入者に指示するものとする。
- (13) 精密検査部の担当課は、精密検査の結果について別記様式第5号により検査依頼を行った動物検疫所及び企画調整課に連絡するものとする。
- (14) 局長要領3(4)又は5(3)による精密検査のほか、動物検疫所は輸入者の協力の下、放棄された水産動物又は死亡した水産動物について、検査を行うことができるものとする。

4 輸入者の責務

4 輸入者の責務

輸入者は、本通知及び動物検疫所が別途定めるところにより、輸入者の責任において、動物検疫所の検査場又は動物検疫所が設置されている空港及び海港内であってあらかじめ輸入者が動物検疫所に届け出ている場所において、現物検査を受けるものとする。

なお、動物検疫所が設置されていない空港及び海港において水産動物等を輸入する場合、輸入者又はその代理人は、最寄りの動物検疫所まで当該水産動物等を輸送し、現物検査を受けるものとする。

- (1) 局長要領4の「あらかじめ動物検疫所に届け出ている場所」は、家畜伝染病予防法第40条第3項本文に基づき家畜防疫官が指定した検査場所(以下「指定場所」という。)を準用するものとする。

- (2) 輸入者が、動物検疫所の検査場又は指定場所以外の場所（動物検疫所が設置されている空港内又は海港内に限る。）での検査を希望する場合にあっては、水産動物の輸入許可申請書の提出を行う前に当該空港又は海港を管轄する動物検疫所に届け出て確認を得るものとする。
- (3) 輸入者は、局長要領4のなお書きにより、水産動物等を輸送して現物検査を受ける場合にあっては、現物検査を受ける場所及び時間について、事前に現物検査を行う動物検疫所と調整を図るものとする。

5 管理命令の実施

5 管理命令の実施

- (1) 管理命令を受けた者は、規則第1条の5に規定する管理期間中は、規則第1条の6の各号に規定する方法に従い、命令の内容を履行するとともに、別紙3による対象疾病の発症水温にて管理しなければならない。
- (2) 管理命令を受けた者は、管理期間終了後に管理状況及び水産動物の状況について、動物検疫所へ別紙5による報告書にて報告するものとする。
- (3) 管理期間中に、当該水産動物に通常と異なるへい死が見られる場合等対象疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときには、法第13条の3第2項の規定に基づく検査を受けなければならないことから、規則第1条の7の規定に基づき、現物検査を実施した動物検疫所に別紙6により届け出るものとする。
- (4) 動物検疫所は、必要に応じ当該施設に立入り、水産動物の健康状態、飼育管理状況の確認、精密検査のための材料の採取等を行うものとする。

- (1) 管理飼育の対象となる水産動物については、全数量を局長要領の別紙3の通常の発症水温にて管理飼育を行う。ただし、こい、きんぎょその他のふな属魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうおについては、対象疾病ごとに、中国産きんぎょ等（こい、きんぎょその他のふな属魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお）のコイ春ウイルス血症（SVC）の検査等について（平成20年6月9日付け20動検第328号）の別表の抽出尾数について発症水温にて管理する。
- (2) 管理命令を受けた者は、管理期間中、原則毎日、健康状況等を観察するとともに、管理施設ごとに定めた水産動物の管理記録表に必要事項を記載し、施設管轄動物検疫所の家畜防疫官へ原則毎日報告する。
- (3) 局長要領別紙6の届出の提出先は、施設管轄動物検疫所とし（3の(10)の場合は除く。）、当該動物検疫所は提出を受けた別紙6の写しを輸入港の動物検疫所及び企画調整課に送付するものとする。
- (4) 管理施設への立入検査は、施設管轄動物検疫所が、①別紙6の届出を受けて検査に必要な採材を行う場合、②①以外で検査に必要な採材を行う場合、③必要に応じ管理期間中に管理状況・水産動物の健康状況を確認する場合に実施する。
- (5) 施設管轄動物検疫所は精密検査部へ送付する検体が生魚検体の場合は、精密検査

マニュアルを参考として、輸入者に対し、採材、送付を指示することができるものとする。

- (6) 精密検査のための採材を行った又は輸入者に採材を指示した施設管轄動物検疫所は、精密検査の実施について別記様式第4号により精密検査部に検査を依頼するものとする。
- (7) 精密検査部の担当課は、精密検査の結果について別記様式第5号により検査依頼を行った動物検疫所及び企画調整課に連絡するものとする。
- (8) 局長要領別紙5の報告書の提出先は施設管轄動物検疫所とし、当該動物検疫所は、別記様式第6号により輸入港の動物検疫所に管理飼育が終了したことを報告する。

6 農林水産大臣が行う検査

6 農林水産大臣が行う検査

法第13条の3第2項の規定に基づき、動物検疫所は特定疾病等対策ガイドライン（平成17年10月21日付け17消安第7497号消費・安全局長通知）に記載された検査手順又はそれと同等の精度を持つ消費・安全局長が認めた検査手順に従って検査を行う。なお、検査の実施に当たり、動物検疫所は、必要に応じ、消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）を通じて独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所に対し協力を依頼することができる。

- (1) 動物検疫所における精密検査は、精密検査マニュアルにより実施するものとする。
- (2) 独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所に対して協力を依頼する場合、企画調整課を通じ畜水産安全管理課にあらかじめ連絡を行うものとする。

7 焼却等の命令の実施

7 焼却等の命令の実施

- (1) 法第13条の3第2項の規定に基づく検査の結果、対象疾病にかかっていると認められるときは、動物検疫所は、管理命令の対象となっている水産動物等について法第13条の4の規定に基づき別紙7により焼却その他必要な措置をとるべき旨の命令を発出することとする。なお、命令の実施に当たっては、管理飼育を行っている者及び畜水産安全管理課と協議を行いつつ、必要な防疫措置について検討するものとする。
- (2) 動物検疫所は、上記命令の履行確認を行うものとする。

- (1) 精密検査部において実施した検査の結果、対象疾病にかかっていると認められた場合、企画調整課は畜水産安全管理課と必要な防疫措置について協議を行うものとする。
- (2) 企画調整課は、畜水産安全管理課との協議の結果をもって、施設管轄動物検疫所に対して必要な指示を行うものとする。
- (3) 法第13条の4の規定に基づく焼却等の命令は、施設管轄動物検疫所が行うこと

とし、当該動物検疫所は企画調整課の指示をもって命令に必要な事務手続を行うものとする。

- (4) 局長通知7(2)の履行確認は、焼却等の命令を行った施設管轄動物検疫所の家畜防疫官が立会うことにより行うこととする。

8 輸入許可実績等の報告体制

8 輸入許可実績等の報告体制

動物検疫所は、輸入許可実績その他必要な情報について、動物検疫所が別途定める手順に従って畜水産安全管理課その他関係機関に報告を行うものとする。

- (1) 輸入許可実績に係る報告は、輸入港の動物検疫所がその都度、輸入許可申請書及び輸入許可証（管理命令を行った場合には指令書（局長要領別紙4）を含む。）の写しを企画調整課、畜水産安全管理課及び仕向地の都道府県水産関係部局にファクシミリ等で送付することにより行うものとする。
- (2) その他必要な情報については、企画調整課から畜水産安全管理課へ報告を行うものとする。

9 その他

9 その他

本通知に規定しているもののほか、1から9までに規定する業務の実施にあたり必要な事項については、別途動物検疫所が定めるところによるものとする。また、動物検疫所は、本通知に規定しているもののほか、必要があると認める場合は、畜水産安全管理課に対し連絡及び照会等を行うものとする。

畜水産安全管理課は、本通知に規定しているもののほか、必要があると認める場合は、動物検疫所に対し指示を行うものとする。

水産動物の輸入許可申請に係る書類審査済通知書

(申請者名) 殿

平成 年 月 日付けで輸入許可申請があった(水産動物の種類及び数量)について、輸入許可申請書及び輸出国政府機関が発行した検査証明書:(番号)の内容を確認しましたのでお知らせします。

なお、輸入に当たっては下記の事項にご留意願います。

記

- 1 輸入許可申請書に記載された事項について変更がある場合には、速やかに動物検疫所に連絡願います。
- 2 水産資源保護法第 13 条の 2 に基づく輸入許可証は、動物検疫所が水産動物に係る現物検査を実施した後に交付します。
- 3 現物検査は動物検疫所(〇〇支所(出張所)の(検査場所))で実施しますので、水産動物の本邦到着後、現物検査を受けるため速やかに当該動物検疫所に届出て下さい。
- 4 輸入許可申請書及び輸出国政府機関発行の検査証明書の原本が未提出の場合は、到着時の届出に併せて提出願います。なお、原本の提出がない場合には、輸入許可証が交付されませんのでご注意願います。
- 5 現物検査の実施に係る輸送等については、輸入許可申請者の責任において実施願います。

動物検疫所(支所・ 出張所)

連絡先 住所

電話

F A X

(指令書予定番号:)

水産動物の輸入許可申請に係る書類審査済通知書

（申請者名） 殿

平成 年 月 日付けで輸入許可申請があった（水産動物の種類及び数量）について、輸入許可申請書及び輸出国政府機関が発行した検査証明書：（番号）の内容を確認しましたのでお知らせします。

なお、輸入に当たっては下記の事項にご留意願います。

記

- 1 当該水産動物は、平成 年 月 日に動物検疫所が確認した施設において、管理命令による管理飼育が必要となります。
- 2 輸入許可申請書に記載された事項について変更がある場合には、速やかに動物検疫所に連絡願います。
- 3 水産資源保護法第13条の2に基づく輸入許可証は、当該水産動物の本邦到着確認後に動物検疫所から交付しますので、到着後、所定の様式により動物検疫所（〇〇支所（出張所））に届け出て下さい。
（なお、到着時の現物検査は省略となります。）※
- 4 輸入許可申請書及び輸出国政府機関発行の検査証明書の原本が未提出の場合は、到着時の届出に併せて提出願います。なお、原本の提出がない場合には、輸入許可証が交付されませんので御留意願います。

動物検疫所（ 支所・ 出張所）

連絡先 電話

F A X

（指令書予定番号： ）

※「中国産きんぎょ等（こい、きんぎょその他ふな属魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお）のコイ春ウイルス血症（SVC）の検査等について」（平成20年5月28日付け20消安第2523号）の記の1に基づき、現物検査を実施するので、中国産きんぎょ等については記載を削除する。

水産動物の到着確認書

動物検疫所（ ）長 殿

(輸入者(届出者)名、連絡先)

平成 年 月 日付で輸入許可申請を行った(水産動物の種類及び数量)について、当該水産動物が本邦に到着したため、下記書面を添付して届け出ます。

記

- 輸入許可申請書(原本)
- 輸出国政府機関発行の検査証明書(原本)
- 水産動物の輸入許可申請に係る書類審査済証
- 管理命令飼育計画書 又は 輸入許可証の交付を受けずに水産動物等を放棄又は返送する旨の書面

〇〇支所検疫課長（出張所長） 殿

〇〇支所検疫課長（出張所長）

水産動物の管理命令について（依頼）

下記の水産動物について、水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領に基づく具体的手続き（平成19年9月21日付け19動検第671号）の3の（5）に基づき管理命令による対応をお願いします。

記

1 指令書番号

2 水産動物の種類

3 仕出国

4 数量

5 管理施設名及び住所

6 その他

7 添付書類

到着確認書、輸入許可申請書、輸出国政府機関が発行する検査証明書、管理命令計画書、その他。

平成 年 月 日

企画管理部企画調整課長 殿
精密検査部（担当課）長 殿

〇〇支所検査課長（出張所長）

水産動物の精密検査依頼について（依頼）

（ 到着時の現物検査において 管理施設において ）、下記のとおり異常所見が認められたので精密検査を依頼します。

記

- 1 水産動物の種類：
- 2 仕出国：
- 3 搭載機名：
- 4 到着港：
- 5 到着年月日：
- 6 輸入数量：
- 7 管理施設名：
- 8 病性鑑定材料
検体の種類（生鮮・死亡・その他；）
対象疾病
採取年月日 平成 年 月 日 時
送付年月日 平成 年 月 日
送付方法
- 9 精密検査依頼項目：
- 10 異常所見：
- 11 その他：（依頼番号：（年 記号※ 精密一通し番号） 指令書番号：）
記号※：動物検査所行政文書取扱要領別紙の輸入許可業務に係る行政文書の記号

平成 年 月 日

〇〇支所検疫課長（出張所長） 殿

〇〇支所検疫課長（出張所長）

水産動物の管理命令について（報告）

平成 年 月 日付け「水産動物の管理命令について」により依頼のあった水産動物（指令書番号： 水産動物の種類： ）について、管理命令に基づく管理が終了したので、水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領に基づく具体的手続き（平成19年9月21日付け19動検第671号）の5の（8）に基づき報告します。

（添付書類）

- ・水産動物の管理記録表
- ・水産資源保護法第13条の3の規定に基づく水産動物等の管理状況の結果についての報告書
- ・その他

(参考)

輸入を行う空港・海港と輸入許可申請書を提出する動物検疫所

輸入を行う空港・海港	輸入許可申請書を提出する動物検疫所
新千歳空港	北海道出張所
仙台空港	仙台空港出張所
新潟空港	新潟空港出張所
東京港	羽田空港支所東京出張所
横浜港	動物検疫所(畜産物検疫課・動物検疫課)
清水港	清水出張所
成田国際空港	成田支所
東京国際空港	羽田空港支所
中部国際空港	中部空港支所
名古屋港	中部空港支所名古屋出張所
小松飛行場	中部空港支所小松出張所
関西国際空港	関西空港支所
徳島小松島港	関西空港支所小松島出張所
神戸港	神戸支所
大阪港	神戸支所大阪出張所
岡山空港	神戸支所岡山空港出張所
広島空港	神戸支所広島空港出張所
関門港	門司支所
博多港	門司支所博多出張所
福岡空港	門司支所福岡空港出張所
長崎空港	門司支所長崎空港出張所
鹿児島空港	門司支所鹿児島空港出張所
那覇港	沖縄支所
那覇空港	沖縄支所那覇空港出張所

*表に掲げる空港・海港以外で輸入する場合には、輸入者が当該水産動物を最寄りの動物検疫所へ輸送し受検すること。